

川崎市交通局休業代替任期付職員の採用等に関する要綱

平成 29 年 4 月 3 日

29 川交庶第 777 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 28 年川崎市条例第 75 号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「配偶者同行休業代替任期付職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「休業」とは、次に掲げる休業をいう。

- (1) 育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）
- (2) 配偶者同行休業（地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）

2 この要綱において「職員」とは、川崎市交通局企業職員のことをいう。

3 この要綱において「休業代替任期付職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- (1) 育児休業代替任期付職員
- (2) 配偶者同行休業代替任期付職員

(採用の条件)

第 3 条 休業代替任期付職員は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り採用できるものとする。

- (1) 休業代替任期付職員を採用する以外に、対象職員（休業を取得しようとする職員）

する職員又は休業を取得している職員をいう。以下同じ。)の業務を処理することが困難であること。

(2) 対象職員の休業の取得予定期間又は残余期間が、原則として1年以上であること。

(休業取得予定の報告)

第4条 1年以上の休業の取得を予定する職員は、速やかにその旨を所属長(鷺ヶ峰営業所営生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(営生車庫担当)。以下同じ。)に報告するよう努めるものとする。

(依頼書の提出)

第5条 所属長は、川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年交通局規程第4号。以下「育児休業規程」という。)第2条第1項に規定する育児休業承認請求書が提出された場合又は川崎市交通局企業職員の配偶者同行休業に関する規程(平成29年交通局規程第9号。以下「配偶者同行休業規程」という。)第2条第1項に規定する配偶者同行休業承認申請書が提出された場合等で、第3条各号のいずれにも該当すると認めるときは、庶務課長に対し、休業代替任期付職員の採用を書面をもって依頼するものとする。

(選考の実施)

第6条 交通局長は、前条の規定による依頼があった場合で、休業代替任期付職員の採用が妥当であると判断するときは、休業代替任期付職員の採用選考を実施する。

(採用選考の対象者)

第7条 前条に規定する採用選考は、次の者を対象として実施する。

(1) 一般事務職 川崎市休業代替任期付職員の採用等に関する要綱に規定する登録者

(2) 前号に掲げる職以外の職 休業代替任期付職員登録選考・採用選考申込書（別記様式）により、受験の申込みをした者

（承諾書の提出）

第8条 採用選考に合格した者は、育児休業規程第6条の2又は配偶者同行休業規程第7条に規定する承諾書を提出しなければならない。

（配属先）

第9条 休業代替任期付職員は、対象職員の所属する組織に配属することを原則とする。

（異動）

第10条 休業代替任期付職員の異動は、対象職員が復帰した場合、又は組織改編等のやむを得ない場合に限るものとする。

（所属長等の義務）

第11条 所属長等は、対象職員の休業取得期間について、休業代替任期付職員の採用等に関連して、いかなる働きかけも行ってはならない。

（再度の任用）

第12条 退職した休業代替任期付職員を再度任用しようとするときは、当該退職の日の翌日から起算して1月を経過しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

（育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱の廃止）

2 育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱（平成20年川崎市交通局要綱）及び川崎市交通局育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱（平成24年川崎市交通局要綱）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。